

## 非常用電源設備 負荷運転時間の法令基準

非常電源を必要とする消防用設備	非常電源専用受電設備	自家発電設備	蓄電池設備	容量	根拠条文
屋内消火栓設備	○(注1)	○	○	30分	消防法施行規則第12条第4号
スプリンクラー設備	○(注1)	○	○	30分	消防法施行規則第14条第1項第6号の2
水噴霧消火設備	○(注1)	○	○	30分	消防法施行規則第16条第3項第2号
泡消火設備	○(注1)	○	○	30分	消防法施行規則第18条第4項第13号
二酸化炭素消火設備		○	○	1時間	消防法施行規則第19条第4項第20号
ハロゲン化物消火設備		○	○	1時間	消防法施行規則第20条第4項第15号
粉末消火設備		○	○	1時間	消防法施行規則第21条第4項第17号
自動火災報知設備	○(注1)		○	10分	消防法施行規則第24条第4号
ガス漏れ火災警報設備		○(注2)	○	10分	消防法施行規則第24条の2の3第1項第7号
非常警報設備	○(注1)		○	10分	消防法施行規則第25条の2第2項第5号
誘導灯			○	20分	消防法施行規則第28条の3第1項第7号
排煙設備	○(注1)	○	○	30分	消防法施行規則第30条第2号
非常コンセント設備	○(注1)	○	○	30分	消防法施行規則第31条の2第8号
無線通信補助設備	○(注1)		○	30分	消防法施行規則第31条の2の2第7号

(注1) 特定防火対象物で、1,000㎡以上は否

(注2) 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設けた場合に限る。